

第1号様式（第4条関係）

廃棄物処理施設直接搬入届出書

年 月 日

（あて先） 見附市長

住 所 見附市

氏 名

電話番号 —

見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、大量の家庭系廃棄物を処理施設に直接搬入したいので、次のとおり届け出ます。

搬入予定日	年 月 日
廃棄物の種類・及び数量	<input type="checkbox"/> 燃えるごみ 内 容 _____ <input type="checkbox"/> 燃えないごみ 内 容 _____ <input type="checkbox"/> 粗大ごみ 内 容 _____
運搬車両	(車両の種類) (ナンバー)
理 由	<input type="checkbox"/> 引越しのため <input type="checkbox"/> 大量のため <input type="checkbox"/> その他 _____

※該当する□にレをつけてください。

【注意】

- ・事前にご記入したうえで処理施設へ搬入してください。
- ・届出前に裏面の注意事項を必ずご確認ください。

〈問合せ先〉

都市環境課 環境政策室 TEL 0258-62-1700（内線 172）

受 付 印

清掃センターへの家庭ごみの持ち込み

引越しなどでやむをえない事情がある場合に限り、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみを次の手順で直接持ち込むことができます。

届出書の用意

- ★ 廃棄物直接搬入届出書をご用意してください。
なお、必ず事前に必要事項を記入してから持ち込んでください。

届出書はこちら にあります。 ⇒	見附市役所 1階 都市環境課 環境企画係 窓口、今町出張所、ネーブルみつけ中央公民館、今町公民館、葛巻公民館、新潟公民館、北谷公民館 上北谷公民館、保健福祉センター、北谷南部地区ふるさとセンター
---------------------	--

※市ホームページからもダウンロードできます。

受付日時

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
土曜日 午前9時～正午 (日曜日、祝日及び年末年始は除く)

持ち込み料金

燃えるごみ 燃えないごみ	「現金」で支払い	重さ10kgまで100円。 10kgを超えた場合10kg毎に100円加算されます。 ※市の指定ごみ袋に入れたものについても重さでいただきますので、ご注意ください。
粗大ごみ (可燃) 粗大ごみ (不燃) 粗大ごみ (布団)	「粗大ごみ処理券」 で支払い	<u>粗大ごみ処理券を事前に用意。</u> 市内のスーパー・コンビニエンスストア・ホームセンターなどでお買い求めの上、 <u>処理券を貼って持ち込んでください。</u> ※清掃センターでは販売はしていません。 ※品目と料金については「ごみの分け方・出し方ガイドブック」または市ホームページを参照

持ち込み方法

ごみの種類ごとに計量します。 下ろしやすいように積み込んでください。

例：粗大ごみ (可燃) 50kg + 粗大ごみ (不燃) 70kg + 燃えるごみ 30kg を <u>混載</u> した場合		
①回目計量	粗大 (可燃) + 粗大 (不燃) + 燃えるごみ	→ 粗大 (焼却) 下ろす → ①' 計量 50kg
②回目計量	粗大 (不燃) + 燃えるごみ	→ 粗大 (不燃) 下ろす → ②' 計量 70kg
③回目計量	燃えるごみ	→ 燃えるごみ 下ろす → ③' 計量 30kg

- ★ 最大5回程度計量させていただく場合がございます。予めご了承ください。